

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	土壌の特定有害物質による汚染を除去するための償却資産に係る課税標準の特例措置	
見直し内容 (概要)	土壌の特定有害物質による汚染を除去するための償却資産について、固定資産税の課税標準を1/3とする特例措置（平成14年度新設）の適用期限の延長はしない。	
関係条文	地方税法附則第15条第4項の表第4号、地方税法施行令附則第11条第11項、地方税法施行規則第16条の6第13項、地方税法施行規則附則第6条第27項	
増収見込額	0（+3.8）（単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	本設備については、使用実績の減少及び環境基準の達成状況の改善による政策的意義の減少が認められるため。	